

## 令和2年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年12月22日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時42分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 森 谷 修  
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇  
学 務 課 長 大 谷 健  
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典  
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍  
指 導 主 事 高 橋 拓 也  
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子  
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘  
公 民 館 長 高 田 敦 子  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 4人

令和2年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 令和2年12月22日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第39号 西東京市立学校設置条例附則第4項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則
- 第 3 議案第40号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について
- 第 4 議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 5 報 告 事 項
  - (1) 令和2年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について（報告）
  - (2) 教育財産の取得について（報告）
  - (3) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について
  - (4) 西東京市図書館の開館時間の拡大について（答申）
  - (5) 令和元年度図書館事業評価
  - (6) 第4期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）について
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 2 年第 12 回定例会  
(12 月 22 日)

午 後 2 時 01 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は後藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は後藤委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第6 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第2 議案第39号 西東京市立学校設置条例附則第4項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学務課長 議案第39号 西東京市立学校設置条例附則第4項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則、につきまして説明申し上げます。

本議案は、中原小学校の位置につきまして、現在の仮校舎の期限を令和2年12月31日と定めるものでございます。

下段の提案理由でございます。西東京市立中原小学校の仮校舎から建替後の新校舎への移転までの期間について、西東京市教育委員会規則で定める必要があるためでございます。

今後の予定につきましては、本規則をお認めいただいた後、冬期休業期間中に引っ越し作業等を行う予定となっております。

なお、規則の施行日につきましては、公布の日からといたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第39号 西東京市立学校設置条例附則第4項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第40号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第40号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

西東京市立谷戸小学校副校長の休職に伴い、令和2年12月1日付で現在の副校長の職から特命担当副校長の職に任命するものでございます。これに伴いまして、令和2年12月1日付で多摩市立北諏訪小学校の青木一広主幹教諭が副校長に昇任し、西東京市立谷戸小学校に配置されるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 教えていただける範囲で、今度転入される先生の略歴がおわかりでしたら教えていただけますか。

○山縣教育指導課長 平成14年度に東京都公立学校の教員に任命されて、今年度で東京都の教員歴19年になる教員でございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第40号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第5 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

まず初めに、(1) 令和2年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について(報告)、の説明をお願いいたします。

○掛谷教育企画課長 それでは、私のほうから、令和2年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について(報告)、報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

こちらは、東京都教育委員会が東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員の功労をたたえ表彰しているものでございます。今年度は、本市から中原小学校の水野伸一郎校長及び田無第二中学校の矢野尊久校長が、いずれも学校経営の功績により表彰されることとなりました。

なお、表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施されません。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（２）教育財産の取得について（報告）、説明をお願いいたします。

- 名古屋教育部主幹 教育財産の取得について、西東京市立中原小学校の校舎棟が完成し、教育財産を取得したことについて報告いたします。

対象財産として、財産名称は中原小学校でございます。財産の種類は建物で、所在につきましては、西東京市ひばりが丘二丁目６番25号です。校舎棟として、建築面積は4,440.83平方メートル、延べ面積は1万676.7平方メートル、構造・規模につきましては、鉄筋コンクリート造地上４階建てでございます。取得日につきましては、令和２年12月21日でございます。

校舎棟、駐輪場、ポンプ室が完成し、別紙のとおり市長部局に通知したことを報告するものでございます。

私からは以上となります。

- 木村教育長 ありがとうございます。

次に、（３）下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、説明をお願いいたします。

- 和田社会教育課長 私からは、下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、を報告申し上げます。

本件は、去る令和２年教育委員会第６回定例会において議決いただき、東京都教育委員会を通して文化庁に意見具申書を提出した案件でございます。このたび国史跡の追加指定について、文化庁文化審議会から文部科学大臣に答申されましたので、報告申し上げます。

なお、今回は、文化庁文化審議会の答申について報道発表があったものであり、正式な追加指定は今後の官報告示をもってなされます。

追加指定に係る所在地、面積は記載のとおりでございます。

また、資料といたしまして、報道発表資料の関係部分抜粋を添付しております。

私からの報告は以上でございます。

- 木村教育長 報告事項の（１）から（３）の説明が終わりましたので、これより（１）から（３）につきましての質疑をお受けいたします。――質疑を終結します。

次に、報告事項（４）西東京市図書館の開館時間の拡大について（答申）、説明をお願いいたします。

- 中川図書館長 報告（４）西東京市図書館の開館時間の拡大について（答申）、について報告いたします。

令和元年第６回定例会で可決されました表記の諮問に対し、西東京市図書館協議会から答申がありましたので、別紙のとおり報告いたします。

恐れ入ります。２枚おめくりください。

西東京市図書館の開館時間の拡大について。１、諮問内容は、（１）西東京市中央図書館の開館時間の拡大について、（２）芝久保・谷戸図書館の開館日の拡大についてでございますが、（１）につきましては、「中央図書館では、平日、土日、祝日の開館時間を午前９時にする」と「中央図書館の土日、祝日の閉館時間を午後８時までにする」の２点があり、全部で３点の諮問となっております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い協議会が開催できず、答申が遅くなりましたが、2、答申に向けた検討として利用実態の把握や近隣市の状況などについて検証し、また、3、図書館協議会の視点として、「開館時間や開館日の拡大により、市民サービスの質を低下させないこと」や「職員、図書館専門員の働く環境の確保に留意すること」などに留意の上、検討いただきました。

1枚おめくりください。2ページ目が、答申の具体的な内容でございます。

結論としましては、(1)中央図書館の開館時間を午前10時から午後9時にすることについては実施すべきである、(2)中央図書館の土・日曜日、祝日の閉館時間午後6時を午後8時にすることについては、利用実態から検証したところ、新規利用が見込めないことなどから実施は見送る、(3)芝久保図書館・谷戸図書館の祝日開館については、祝日開館により市民の図書館利用は増加し、図書館への信頼もより高まると考えられるため、実施に向けて準備すべきであるというものです。ただし、現状では、第3金曜日が駅前の図書館4館が閉館し、芝久保・谷戸図書館が開館しておりますので、祝日開館の実施の際には、第3金曜日の扱いについては検討すべきという御指摘でございました。

なお、次の3ページでは、将来にわたる図書館運営について御意見をいただいております。簡単ではございますが、答申につきましては以上のように報告いたします。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(5)令和元年度図書館事業評価、の説明をお願いいたします。

○中川図書館長 報告(5)令和元年度図書館事業評価。標記の件につきまして、下記のとおり報告いたします。

1、目的。図書館法第7条の3「運営の状況に関する評価等」に基づき、図書館の運営の状況について評価を行うとともに、同法第7条の4「運営の状況に関する情報の提供」に基づき、図書館ホームページ、図書館だより等により市民に周知するものでございます。

2、図書館事業評価につきましては、1枚おめくりください。

令和元年度図書館事業評価。図書館計画に基づき、事業評価を、次の評価指標により評価を実施いたしました。評価指標はAからCでの意味付けとしています。平成31年3月に策定しました西東京市図書館計画の六つの基本方針ごとに、図書館による1次評価の後、図書館協議会による2次評価を行い、一覧のように評価を実施したところでございます。

1枚おめくりください。

表記の仕方は、基本方針ごとに、令和元年度目標、目標に対する取組成果、次のページで、自己評価及び今後の課題改善点、最後に図書館協議会による2次評価でございます。従来は成人サービスや児童サービスなど対象者別の評価を行っておりましたが、図書館計画では横断的な基本方針を立てましたので、評価につきましても横断的な成果に対する評価となっています。

御覧いただいております2ページ、3ページ、基本方針1の資料の収集と保存の充実では、特に令和元年度におきましては、ハンディキャップサービスの活字本やマルチメディアデイスティックを活用した取組について評価していただきました。このように、それぞれの基本方針における年度ごとの目標設定は最大で10項目の目標設定を行い、そのうち特に評価する対象

を数項目に絞って実施したものでございます。

恐れ入ります。8ページを御覧ください。

令和元年度の評価のうち、基本方針4、未来を担う子どもの読書活動の支援のみ、1次、2次ともB評価としています。ポイントは、乳幼児健診時に絵本をプレゼントするなど、おはなし会や保護者へのフォロー事業としていますところ、特に3歳児の健診時の実施率が3年連続11%前後と低迷しており、有効な解決策を見出せていないことなどから評価されたものでございます。

次の10ページには2次評価がございしますが、下段に全体的として、図書館協議会の分析や御指摘、期待値についてもコメントがあり、事業の見直しも含め取組の改善が求められているものと受け止めているところでございます。また、西東京市子ども読書活動推進計画との連動など、子どもたちの読書環境の整備には、より多方面との連携・協力が必要であることも指摘されております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(6)第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)について、説明をお願いいたします。

○中川図書館長 続きまして、報告(6)第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)について、報告いたします。

第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)について。このことについて、広く市民の意見を聴取するため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

1、パブリックコメントの事業名、第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)、2、パブリックコメントのスケジュール(予定)、令和3年1月15日(金曜日)から2月14日(日曜日)まで、3、その他、パブリックコメントでの意見を集約し、令和3年3月下旬に策定予定でございます。

説明が前後しましたが、素案につきましては、お手元に配付いたしましたA3Z折りの概要版で説明いたします。

本計画は、西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱に基づき、教育長への報告とするものでございます。西東京市子ども読書活動推進計画は、平成13年に制定されました「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成17年度に第1期、平成22年度に第2期、平成27年に第3期を策定いたしました。また、計画の策定に当たっては、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月)及び東京都が策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、西東京市教育委員会が平成28年3月に策定した「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し策定しています。

計画は5章の構成からなっており、I、これまでの取組からV、YA世代を対象とした取組となっています。

今回の読書活動推進のための基本方針は、下記のとおり、(1)読書環境の一層の整備と充実から(5)「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」の周知と情報発信の充実でございます。計画は、ゼロ歳から18歳までを対象としており、大変広い世代の読書環境の整備を

目的としており、以降ⅢからⅤの対象別に、各事業所ごとに、（１）今後充実していく主な取組、（２）前計画に引き続き推進していく主な取組を示しております。

計画の期間は令和３年度から令和７年度までの５年間としており、各機関において事業の進捗状況を確認し、必要に応じ見直しを行います。中間年度である令和５年度には施策の進行状況を確認いたします。この計画を策定するに当たり、パブリックコメントを行います。

以上、簡単ではございますが、素案とパブリックコメントについて報告させていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、報告事項の（４）から（６）の説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

○服部委員 子ども読書活動推進計画の４期ですが、とてもよいものができたのではないかという印象を受けました。とても具体的ですし、第３期にいろいろな具体的な取組が図書館でもなされていて、そのことを引き取って、そこでの反省をきちんとされた上で、とてもよい計画ができていて素晴らしいなと思います。

それで、「はじめに」の２ページのところに、３段落目に、「スマートフォン画面と長時間向き合う生活」云々というところで、現代を捉えた視点がありまして、「タブレット端末による学習活動も始まりましたが、今後も紙の本との出会いをより豊かにしていきます」という、これは図書館としての姿勢かなと思われませんが、是非学校、その他の場においても、特に家庭においても、家庭でそれを期待するのは今とても難しい状況にあるのは、８ページのアンケート結果を見ましても、毎年学校でお子さんの読書は、家で本を読んでいますかというような結果を見ても明らかでございます。

今、新聞紙上で、「スマホ脳」という本が出て、もっと読まれるようになったらもっと皆さんが危機感を抱いて、保護者の方などいろいろお考えになるのではないかと思います。そういうちゃんと物を考えられる子どもを育てるために、私たちが経験していないことを経験している子どもたちですので、様々な新しいことには慎重に取り組んでいきたいと思う上でも、こういうことをきちっと明言してくださっているのはよいことだなと思いました。是非これを実現していただきたいと思います。

○木村教育長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

---

○木村教育長 日程第６ その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○服部委員 急に新聞に出てというか、発表されて、望んではいたことだけれどもああいうふうに決まったんだなと思ったのが35人学級のことなんです。5年間という区切りがあったと思うんですけども、それは多分、教室数とかいろんなことに影響が出てきて、西東京市でも将来を見通して再編成のことを考えてきたこともまた少し考慮しなきゃいけないのか、そうなっても実際にいる子どもの数というのはある程度読めているので影響はないのか、現時点での見通しというのはあるのでしょうか。

○掛谷教育企画課長 先日新聞の報道でもございました。令和7年度までに小学校で順番に35人学級を目指していく方向で今進められているということでございます。

私どものほうといたしましては、学校施設適正規模・適正配置の基本方針を今策定しているところでございまして、先日パブリックコメントをさせていただきました。その中でも、やはり今、具体的に国が動いているという状態でしたので、少人数編成の関係の御意見は多く頂戴しているところでございます。このたび、ああいった形で国のほうでも一定結論が始めているというところでございますので、そういったところを踏まえまして、基本方針のほうは、一定そういった状況も加味して推計等もした段階で策定をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

いずれにしましても、教室数が増えるというのは確実なところでございます。そういったところにつきましては、西東京市だけではなくて全国的な課題にはなるんですが、こういった形で運用でカバーできるかということも併せて今、国のほうで検討いただいているというふうに認識してございます。

ですので、私どもといたしましては、引き続き国の動向を踏まえながら、国のほうの趣旨を踏まえた対応を取っていく必要があると思っておりますので、そういったところを注視しながら具体的な内容は検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 やはり報道で目にしたんですけれども、デジタル教科書の規制が解除になると。それに対して西東京市の方向性はどうなっているかをお知らせいただけますでしょうか。

○山縣教育指導課長 G I G Aスクールに併せてデジタル教科書の必要性とかも出てきたということも認識しております。

本市といたしましては、G I G Aスクール基本方針に基づいて進めていくわけですが、デジタル教科書につきましては、西東京市独自の小中一貫を進めている中で、英語と数学、算数、これについては特段、これまでも委員会を開いていろいろ研究をしてきたところもございましたので、その数学、算数、英語を中心に、ちょっとデジタル教科書を入れていくような調整を今しているところでございます。

全ての教科となりますと、全体の予算等の、財政面でのいろんな限りもございまして、そのあたりは他市の状況などを見ながら進めていきたいかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 教員の中にはデジタル教科書に対してネガティブな部分もあるので、導入に対して慎重な方もいらっしゃるというようなことが書いてあったんですけれども、その辺、西東京市としては、どちらかといえば推進していくという立場という理解でよろしいですか。

○山縣教育指導課長 やはりその部分というのは、これから子どもたちが学んでいく上で必要なものはしっかり進めていかなければならないと考えております。このG I G Aスクールというのは後退ではなくて前進をしていくということでございますので、デジタル化が進めば、やっぱりそれにそぐってデジタル化を進めていくと。既に一部の学校で、学校予算の中でデジタル教科書を活用しながら、小学校であれば黒板の上にある大型テレビに映し出しながら

授業をしているところもあって、かなり教員の中では一般化しつつあるというふうに認識してございますので、これに合わせて、ちょっと苦手だなと思う教員も、教えたり教わったりという関係性を築くという意味でも、本市としても導入は積極的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございました。

○今井委員 G I G Aスクールのことで教えてください。最近、保護者の間でもG I G Aスクールの単語が出てきて、話題になってきているなというふう感じていて、どんなふうになっていくんだろうねなんていうふうに話をしたりしています。西東京市のホームページにG I G Aスクールの情報は確かに載っているんですけども、初めてのことだとなかなかイメージをするのが難しいかなというふうに思うんですが、西東京市で、例えば今年度中に小・中の保護者に向けたG I G Aスクールを始めるに当たって保護者の方に伝えておきたいことみたいなお手紙とかが出る予定はありますか。

○山縣教育指導課長 そういった話題がたくさん出ていただけるのは有り難いなというふうに思っているところでございます。先般、職員会議等の中で、G I G Aスクールについての西東京市での方針をDVDで録画しまして、全ての学校でそれを映してもらって周知を図りました。そこには私も登場するんですけども、熱く語らせていただきました。同時に、保護者と子どもたちについて、今、委員からも御指摘がありましたように、保護者に対してG I G Aスクールの御案内を年度内に、どういった形にするかは今検討していますけれども、周知を図ったり、お願いをさせていただいたりということを考えております。同時に、主役となる子どもたちにも、こういうふうにG I G Aスクールが始まることも周知を図ってまいります。

○今井委員 ありがとうございます。お手紙を出していただけるということで安心しました。家庭によって、機械に慣れていて違和感なくスタートできる方と、なかなか機械がなくて、慣れていなくて既にハードルが高いなと感じている方もいるかなと思ったのでお聞きしたんですけども、本当に大きなことなので、学校と子どもと、あと保護者ができるだけ近い温度で始められると、いいスタートが切れていいなと思ってお聞きしました。

お手紙も、できれば小さな字で細かく難しくというよりも、イラストとか吹き出しがあって、充電のこととかケースがどうかという、ちょっとしたこととかも載せてわかりやすく書いていただけるととっても助かります。よろしくお願いします。

○木村教育長 よろしくお願いいたします。

○米森教育長職務代理者 コロナの関係で、今の世の中、コロナが結構まだ収束が見えない状況で、ほかのところでは学校関係もクラスター化しているところもあるようですけども、幸いに当市は、散発的ではありますがある程度抑えている状況じゃないかと思えます。それには保護者が、体調が悪いときはすぐ休むと、事前に周知、お知らせしたのがかなり徹底しているというのもあるかと思うんですが、その辺の状況とか、今後寒くなるし、1月には雪が降るなど、ますます状況として寒さが厳しくなると、子どもたちも厳しいものもあると思いますので、今後に向けて予防措置とかを取られるとか、こういう指導を徹底したいというのがありましたら教えてください。

○大谷学務課長 衛生面というところでお話しさせていただきますと、これまでいろいろと1年間コロナ対策をしてきたんですけれども、国では、例えばマスクの着用の取組など、ちょっと対応が変わっているところもございます。これまでは状況によって外してもいいというお話もあったんですけれども、今になって、ぐっとまた感染が伸びている状況であるため、学校への通知も見送っているというところがあります。

今後、また国のガイドラインの見直しが行われてくるのかなとも捉えておまして、もちろん教育委員会でも、ガイドラインを作っておりますが、しっかりその辺を適切に見直した中で、さらに学校内での対応をもう少し強化していくようかなと思っています。ただ、あまり締めつけ過ぎるというのはよろしくないもので、できる範囲でしっかりとやっていく、そういったことが必要なかなと思っています。

○米森教育長職務代理者 あと、多分、指示した部分と、学校現場ではいろんな状況があって苦労されていると思うんですよね。水が冷たいとなかなか手が洗えないとか、いろいろ発生しそうな気がします。いろいろ御苦労もあると思います。その学校現場のほうではいかがかなということも教えてください。

○山縣教育指導課長 お心遣いありがとうございます。学校では、これまでもコロナ禍でなくても手洗いやうがいは今までもずっと指導はしてきていて、子どもたちは日常化しています。ただ、子どもたちの観察を今以上に徹底しているところでございます。また、同時に暖房をつけながら換気もするということも含めて、子どもたちが無理ないように学校生活が過ごせるよう、子どもたちの心を大切にする、体を大切にするということを柱としてまいりましたので、その部分はしっかりまた周知を図るとともに、指導主事が学校に行って学校の状況をしっかり見て、何ができるかをしっかり考えながら学校を支えていきたいというふうに考えているところでございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。  
以上でその他を終わります。

---

○木村教育長 日程第4 議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 2 時 37 分 休憩

午後 2 時 41 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 2 時 42 分 閉会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員